

平成29年1月発行予定 「日野市暮らしの便利帳」の広告掲載にご協力を 市内全世帯に配布します

市では、市役所の窓口業務や各種手続きなどの行政情報を掲載した「日野市暮らしの便利帳」を民間事業者と協働で作成します。

この協働事業は、市と(株)サイネックスが、有料広告を取り入れた「日野市暮らしの便利帳」を作成し、無償で全戸配布するものです。この便利帳に掲載する広告を募るため、(株)サイネックスが市内の商店や事業所へお伺いします。ご希望の場合は直接(株)サイネックス(☎042・548・1556)へお問い合わせください。



●市市長公室広報担当(代表) 健康課 ☎581・4111

健康診査

お口の健康診査は5年に1度無料で受診できます

歯周病は、歯肉や歯を支える骨を壊していく病気です。気付いた時には歯が抜けてしまうこともありま

す。ぜひ、この機会にお口の状態を把握し、いつまでも健康なお口でいられるよう心掛けましょう。

受診者にはお口の健康管理に便利な「健口手帳」をプレゼントしています。
日程 12月28日(水)まで
対象 平成28年4月1日現在30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の方※対象者には6月末に通知済
持ち物 無料受診券(無い方は健康課へ問い合わせを)、健康保険証
申込 市内指定歯科医療機関(通知書類に記載)に事前予約

健康づくり

健康づくり推進員募集(あなたの力を健康づくりに生かしませんか)

健康づくり推進員は市長の委嘱を受けて、住民自らが「自分の健康は自分で守る」を合言葉に健康づくり活動に取り組んでいます。現在42人の推進員が地域の健康づくり活動に取り組んでいます。

皆さまも健康づくり推進員として、健康づくりの輪に加わりませんか。詳細はお問い合わせください。

税金

住宅改修に伴う家屋の固定資産税の減額措置

次の各改修工事が完了した年の翌年度分に限り、固定資産税額を減額

ごみ・リサイクル

剪定枝の拠点収集(無料)でお引き取りしています

ご家庭の庭木などの手入れで出た剪定枝は、剪定枝チップ化リサイクルのためになるべく拠点収集会場へお持ちください。

収集日と会場は左表の通りです。詳細は「ごみ・資源分別カレンダー」の24ページを参照してください。

なお、最近ルールを守られない会場が多く、近隣の方のご迷惑となっています。ルールが守られていない収集会場は、今後閉鎖する場合があります。ルールを守ってお出しいただくようお願いいたします。

●剪定枝拠点収集(10月)

日時	9:00 ~ 11:00	13:30 ~ 15:30
6(木)	四ツ谷下東公園	日野中央公園
7(金)	御嶽上公園	高幡不動駅北第四駐輪場入口
12(水)	旭が丘中央公園※1	リサイクル事務所
13(木)	てっぺん山公園	さかい公園
18(火)	日野中央公園※1	ハケ下公園
19(水)	駒形公園	鳥と緑の日野センター
20(木)	落川公園※1	日野台公園
24(月)	新坂下公園	多摩平第6公園※2
25(火)	(通称)ためぎ公園	沢田公園
26(水)	さいかちげき公園	まつばやし地区広場

※1は6:00から受け付け
※2黒川地域広場から変更

します。

▼耐震改修：減額 対象家屋の固定資産税額の2分の1(1戸当たり120平方メートル以上) 対象 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、平成30年3月31日までに建築基準法に基づく一定の耐震改修工事に要した費用が1戸当たり50万円を超えるもの

▼住宅のバリアフリー改修：減額 対象家屋の固定資産税額の3分の1(1戸当たり100平方メートル以上) 居住者要件 次のいずれかに該当している方 ①65歳以上 ②要介護または要支援認定を受けている ③障害がある

▼熱損失防止(省エネ)改修：減額 対象家屋の固定資産税額の3分の1(1戸当たり120平方メートル以上) (1)戸当たり120平方メートル相当分を上(限)を減額 ※バリアフリー改修軽減と同時に適用可 対象 次の全てに該当する家屋 ①平成20年1月1日以前に建てられた(賃貸を除く) ②床面積が

消費生活センターから

高額な学習教材の契約トラブルに注意!

電話で学習教材を勧められ、自宅に来てもらい説明を聞いた。小学生の子供が2人いるが「教材は下の子にも使える。学習指導要領が改訂された場合は新しい教材を送り、指導もする」と言われ、高いと思っただが兄弟で使えるのであればと思っただが兄弟で使えなかったのであればと思っただが2年間の契約をした。その後、担当者が教材の使い方を説明に来た時に「高学年用の教材もセットで購入しないと低学年用の教材を購入した意味がない」と言われ、さらに3年間の契約をし、総額で200万円近くになった。落ち着いて契約書を見たら学習指導要領についての記載もなく、学習指導要領が改訂された時の対応についても記載が無かった。解約し返金してほしい。

訪問販売で契約した場合、法律で定めた書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフの期間が過ぎてしまうと消費者側の一方的な理由での解約はできません。訪問販売で同一の商品やサービスについて、通常必要とされている量を著しく超える量を購入したり、提供を受けた場合は、契約から

50平方メートル以上 ③平成30年3月31日までに省エネ基準を満たす窓の改修工事で補助金などを除く自己負担額が50万円を超えるもの ※併せて行う床、天井、壁(外気など)と接する部分に限る)の断熱工事も含む

いずれも 申込 工事を完了後3カ月以内に市役所1階資産税課へ申告書(市役所1階資産税課にあり。市役所からダウンロード可)と添付書類を持参※詳細は問い合わせを 資産税課(代表)

防災・防犯

9月21日(水)～30日(金)は秋の全国交通安全運動

この運動は交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を呼び掛け、交通安全意識の啓発と普及および交通事故防止の徹底を図ることを目的に行われます。

運動の基本 子供と高齢者の交通事故防止

運動の重点 ①夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車乗用中の交通事故防止(特に反射材用品などの着用の推進および自転車前照灯の点灯の徹底) ②後部座席を含めたすべての座席のシ

1年以内であれば無条件で解除できます。ただし、消費者側にその契約を結ぶ特別な事情(親戚や大勢の人に配るなど)が必要とすることが予定されていたなどがある場合を除きません。

今回のケースでは、指導付きと説明されましたが、契約書には教材のみ記載の契約でした。クーリング・オフ期間は過ぎていましたが、過量販売に該当することから、交渉により契約を解除することができました。

学習教材は実際に使ってみないと子供に合っているかなどは分かりません。一度に何年分もの高額な契約はリスクが大きいです。また、契約書と業者の説明が食い違っていないか、中途解約などの条件について、よく確認することが大切です。

問合せ先

日野市消費生活センター
☎581・3556 ※土曜・日曜日、祝日を除く午前9時30分～正午、午後1時～4時、消費者ホットライン(☎188)